

国が支える
安心が大きくなる

担い手積立年金

[愛称]

～ 40歳を超えて、政策支援を受けられない方へ、
加入期間が短くても老後の備えは間に合います！ ～

保険料の全額社会保険料控除の税制優遇措置もあります！



- ☆ あなたの老後生活への備えは十分ですか？
- ☆ 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
- ☆ 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。

農業者年金へは、

- ① 国民年金第1号被保険者で、
(国民年金保険料納付免除者を除く。)
- ② 年間60日以上農業に従事し、
- ③ 60歳未満
の方ならどなたでも加入できます。

農業者年金の保険料は2万円から6万7千円まで(千円単位で)加入者が自由に選択できます。また、保険料の額はいつでも見直しできます。

加入期間が短くても保険料を増やすことで豊かな老後に備えることができます。

※ 脱退も自由ですが、脱退された場合でも脱退一時金としてではなく、将来、年金として支給されます。

月々の保険料を大きくすることで将来の支給額を増やせます。

支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となります。

◆ 農業者年金に加入すれば～農業者年金の支給額(年額)の試算 ◆

加入年齢	加入年数		保険料月額 4万円の場合	保険料月額 6万7千円の場合
40歳	20年	男性	58万円	98万円
		女性	50万円	84万円
50歳	10年	男性	27万円	46万円
		女性	24万円	40万円

(注) この試算は、65歳までの運用利回りが1.35%、65歳以降の予定利率が1.35%となった場合の試算です。
運用利回り1.35%は制度発足以降の10年度間の運用利回りの平均です。
予定利率1.35%は、農林水産省告示(H24.4.1施行)により定められている率です。

◆ 保険料控除分の税額(所得税・住民税)試算 ◆

課税対象所得と税率		農業者年金の保険料の支払い額	
課税対象所得	税率	月額4万円 (年額48万円) の場合	月額6万7千円 (年額80万4千円) の場合
195万円以下	15%	7万2千円	12万6百円
195万円超 330万円以下	20%	9万6千円	16万8百円
330万円超 695万円以下	30%	14万4千円	24万1千2百円

(注) 保険料支払分で控除される所得税+個人住民税の額の試算です。
保険料支払後も保険料支払い前と適用される税率に変更がないものとして試算しています。

◆ 農業者年金に加入した場合と未加入の場合の所得税・住民税の比較 ◆

ケース1

課税所得が150万円(税率15%)の場合の税額
農業者年金の保険料月額4万円、年額48万円

- ① 農業者年金に未加入
 $150万円 \times 15\% = 22万5千円$
- ② 農業者年金に加入
 $(150万円 - 48万円) \times 15\% = 15万3千円$

<差額>

①-②=22万5千円-15万3千円=7万2千円

ケース2

課税所得が300万円(税率20%)の場合の税額
農業者年金の保険料月額6万7千円、年額80万4千円

- ① 農業者年金に未加入
 $300万円 \times 20\% = 60万円$
- ② 農業者年金に加入
 $(300万円 - 80万4千円) \times 20\% = 43万9千2百円$

<差額>

①-②=60万円-43万9千2百円=16万8百円



農業者年金の特徴

☆ 農業に従事されている方は誰でも加入できます。

60歳未満の国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く。)であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

＜家族一人ひとりの年金を！ 今、女性の新規加入者が増えています。＞

☆ 少子高齢時代に強い年金です。年金資産は安全性を重視して運用しています。

自ら積み立てた保険料とその運用益(付利)により将来受け取る年金額が決まる「積立方式(確定拠出型)」の年金です。少子高齢化が進んでも制度の安定性は損なわれません。

(注): 運用の結果得られる年金原資が、積み立てた保険料の総額を下回らないという保証はありませんが、安全性を重視した運用方法や、65歳の年金裁定時に運用収入の累計額ができるだけマイナスとならないようにする準備金の仕組み等を導入しています。

☆ 保険料は自分で選べ、いつでも見直しできます。

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ(月額2万～6万7千円の間で千円単位)、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

☆ 終身年金で80歳までの保証付きです。

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。

仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、ご遺族(死亡者の死亡当時に同一生計であった、配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の順位)に死亡一時金として支給します。

☆ 税制面で大きな優遇措置があります。

☆ 支払った保険料は、全額(1人当たり最高年額80万4千円)が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります(支払った保険料の15%～30%程度が節税)。

☆ 保険料を農業者年金基金が運用して得られる収益(運用益)は非課税です。

☆ 将来受け取る農業者年金には公的年金等控除が適用されます。

(65歳以上の方は公的年金等の合計額が120万円までの場合は、全額控除できます。)

＜つまり入口から出口まで税制上の優遇措置があります。＞

☆ 認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助(月額最高1万円、通算すると最大で216万円)があります。

この国庫補助額に見合う年金は、農地等の経営継承をすれば原則65歳から特例付加年金として受給できます。農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期を決められます。

＜農業の担い手の皆様への特別な支援です。＞

さらに詳細な農業者年金の内容やご相談については、
最寄りのJAか農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせ下さい。

独立行政法人農業者年金基金
TEL: 03-3502-3942 (企画調整室)

ホームページアドレス
<http://www.nounen.go.jp>

農業者年金基金

検索

